

温井ダム周辺環境施設龍姫湖のさと温井運営事業者募集要項

1 概要

安芸太田町温井ダム周辺環境施設は、豊かな自然環境と貴重な自然資源を有する水源地域の自立的、持続的な活性化を目的に平成14年にオープンし、観光及び上下流域交流の場として町民や県内外の方々に親しまれてまいりましたが、人口減少や社会情勢の変化などにより利用者が減少し、また施設の一部は老朽化していることから設立当初の計画どおり運営していくことが困難な状況になってまいりました。

本町では施設のあり方を見直すため、これまでの指定管理者制度による運営を期間満了となる令和2年3月末でいったん休止し、4月より町で直営化することとしました。そこで、レストラン施設である「龍姫湖のさと温井」の運営事業者を公募により募集いたします。

2 対象施設の概要

(1) 所在地

広島県山県郡安芸太田町大字加計字高果1653番地6

(2) 施設の概要

レストラン及びサイクリングセンター1棟

展望東屋1棟

駐車場(大型車両 4台、普通車 26台)

公衆トイレ(男子トイレ大1、小3 女子トイレ大2 身障者トイレ1)

(3) 対象施設区域

公募対象施設の対象区域は「別紙1区域図」のとおりです。

それ以外は、今回の公募対象外です。

(4) 法令に基づく制限等

安芸太田町温井ダム周辺環境施設条例(以下、「条例」という。)

安芸太田町温井ダム周辺環境施設管理規則(以下、「管理規則」という。)

3 スケジュール

項目	予定時期
公募要項の公表	令和2年2月
現地見学会	令和2年2月
質問の受付期間	令和2年2月
申請書類の受付	令和2年2月28日
審査	令和2年3月上旬

運営事業者の決定	令和2年3月上旬予定
事業開始に必要な各種手続き等	令和2年3月中旬以降で
事業の開始	令和2年4月以降

4 応募資格条件等

応募者は、施設運営を行う意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。ただし、次に掲げる条件をすべて満たすことを要件とします。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

会社更生法（平成14年法律第154号）民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。

国税及び地方税の滞納がないこと

安芸太田町暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者がいない団体

5 事業の内容、要件

（1）事業内容

条例第3条及び第8条別表に規定するレストラン営業

（2）事業の範囲

事業の範囲については、「別紙2区域図」の範囲内の全ての施設を対象とします。

なお、トイレ、駐車場等の共用部分の維持管理をお願いすることとなります。

（3）事業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（1年間）

（4）賃借料

レストラン使用料 月額78,000円～234,000円の範囲内で
募集申請者が応募申込書に記載すること。

条例第8条に基づく使用料別表規定

（5）その他の費用

電気料相当額（施設全体電気料40%案分）

参考）平成30年度電気料金 施設全体2,063,214円

平成30年度電気料金に基づく算定額 825,285円

（月平均 68,774円）

（6）対象外となる事業

次に該当する事業の業態や行為は、対象外とします。

政治的又は宗教的活動

風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業

青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

既存の景観や眺望を阻害する行為

騒音や悪臭など、著しく近隣居住地の環境を損なうことが予想される行為

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号

(7) 転貸及び権利の譲渡又は譲与の禁止

事業者は、町の許可なく、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることは禁止します。

(8) 現状変更

施設及び設備の改修等を行う場合や、新たな施設を設置する場合は、提案書に計画の内容を記載してください。その場合の改修費用等については、事業者の負担となります。

(9) 施設の維持管理

建物、施設の維持管理に係る経費については、事業者の負担となります。

6 応募方法等

(1) 募集要項の公表

配布期間 令和2年2月5日（水）から

配布方法 安芸太田町ホームページにてダウンロードしてください

(2) 現地説明会の開催

本件に関して、応募意向のある方は現地見学をうけることができます。見学を希望される場合は、事前に申し込みをしてください。現在、施設は営業中ですので、営業に支障のない部分での対応となります。

(3) 事前質問の受付

募集要項や施設等について質問がある場合は、質問書を提出することができます。受付期間後に質問者に対して返答します。

受付期間

令和2年2月5日（水）から令和2年2月14日（金）午後5時まで

提出方法

質問書（様式1）により作成し、提出件名を【龍姫湖のさと質問】とし、下記のメールアドレスへ送信してください。

提出先メールアドレス kanko@akiota.jp

回答日

令和2年2月21日（金）までに、随時電子メールにて回答します。

(4) 申請書類の受付

受付期間 令和2年2月5日（水）から令和2年2月28日（金）まで

土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

提出先 安芸太田町商工観光課

（広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀 1693-1 安芸太田町筒賀支所内）

(5) 提出書類

次の書類を直接持参又は郵送してください。

提出書類	様式	部数
ア 応募申請書	様式 2	1
イ 応募団体の定款、寄付行為、規約	任意の様式	各 1
ウ 法人の場合) 登記簿謄本及び印鑑証明 個人の場合) 住民票及び印鑑証明		各 1
エ 団体の人員表(役員、常勤従業員、非常勤従業員等) (直近のもの)	任意の様式	1
オ 過去の国税及び地方税の納税証明書(未納がない証明 でも可)(直近のもの)	任意の様式	1
カ 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー 計算書」の写し(直近のもの)	任意の様式	各 1

7 選定方法

(1) 選定方法

申請書類を確認し、審査を行います。なお、応募者が複数の場合はヒアリングを実施することがあります。審査結果に基づき、優先交渉権者を選定します。

(2) 通知

審査結果をすべての申請者に通知します。

(3) 細目についての協議

町は、優先交渉権者と管理運営に関する細目についての協議を行い、協議が整った場合に、当該優先交渉権者に対し利用許可証を発行します。